平成２９年（フ）第２８８号
群馬県前橋市粕川町込皆戸397番地７
債務者　髙山　香里
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２９３号
群馬県伊勢崎市新栄町3836番地６　茂呂島住宅2384
債務者　相馬　奈月
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２９６号
群馬県前橋市文京町３丁目１番１号　それいゆ３
債務者　須田　裕介
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０３号
群馬県渋川市赤城町溝呂木1203番地14
債務者　浅見大助こと　ＣＡＴＵＬＡＹ　ＡＲＴＨＯＮ
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４２号
群馬県藤岡市藤岡730番地30
債務者　小川　達也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４５号
千葉県南房総市千倉町大川1114番地３
債務者　佐久間洋子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２２号
新潟県佐渡市下新穂225番地２
債務者　市橋　弘史
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
新潟県佐渡市相川上京町５番地　柳平方、前住所新潟県佐渡市相川上京町33番地
債務者　丸山　悠子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
静岡県三島市中田町10番８号　ドミール中田町101
債務者　眞野　年一
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４４７号
静岡県沼津市岡宮1038番地の２　シティハイツすずき105
債務者　内田　　優
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４５３号
静岡県伊東市鎌田378番地の３、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉2592番地　フォーブルウィングＡ―202
債務者　藤原　広夜（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
愛知県岩倉市稲荷町羽根13番地18　パークタウン豊201号
債務者　吉野　勇哉
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１３０８号
京都市東山区新門前通大和大路東入４丁目松原町294番地　祇園荘
債務者　中山　道代
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
京都府京丹後市久美浜町神崎1928番地
債務者　和田　瑞枝
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１８７７号
福岡県太宰府市坂本１丁目８番８―303号
債務者　井手　信介
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９０７号
福岡市西区福重団地４番1102号
債務者　中田　治子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５５号
福岡市南区的場２丁目８番1206号
債務者　渡邉　麻美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部